

平成 30 年 3 月 28 日

一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 会長 様

埼玉県越谷建築安全センター所長



建築担当の業務分担の変更について（通知）

建築行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき誠にありがとうございます。

当センターでは、建築物の規模等により対応窓口が変わることの解消と地域に密着した体制を確保するため、越谷建築安全センター（本所）と杉戸駐在の建築担当の業務について見直しを行いました。このことによって、申請者等への行政サービスの向上と建築物の安全安心の確保について、より一層の充実を図るものです。

については、平成 30 年 4 月 1 日から北本及び杉戸県土整備事務所管内における埼玉県の業務分担を下記のとおり変更します。直前の連絡で誠に申し訳ありませんが、審査等窓口が変わりますので、会員の方へ御周知くださるようお願いいたします。

記

1 業務分担の変更部分

(1) 建築基準法

業務	H30.4.1 から
建築確認、計画通知 43 条ただし書き許可等の許可、認定	越谷建築安全センター ※申請窓口は市又は町
完了検査、中間検査	杉戸駐在 ※申請窓口は杉戸駐在
42 条 1 項 4 号計画道路の指定等	杉戸駐在 ※申請窓口は市又は町

(2) 埼玉県福祉のまちづくり条例

業務	H30.4.1 から
完了届、完了検査	杉戸駐在 ※申請窓口は杉戸駐在

(3) 浄化槽法

業務	H30.4.1 から
浄化槽設置届	越谷建築安全センター ※提出窓口は市又は町

注意)

北本及び杉戸県土整備事務所内の業務に限ります。

特定行政庁である上尾市及び久喜市内の建築物等はそれぞれの市の業務です。

限定特定行政庁の権限がある 4 号建築物等については、それぞれの市（桶川市、北本市、鴻巣市、幸手市、白岡市、杉戸町及び蓮田市）の業務です。

開発建築担当・杉戸駐在

担当 会田、若松

電話 0480-34-2385